

第3次 愛媛県食の安全安心の推進に関する計画

【これまでの主な取り組み成果】

- 愛媛県自主衛生管理認証制度の普及による自主衛生管理の実施
- 農薬適正使用の啓発、牛トレーサビリティ体制の確立、新種クドアの防疫体制の推進等による安全な農畜水産物の提供
- 新しい食品表示制度に対応した体制の整備や周知、監視指導による食品表示の適正化
- 輸出食品に対する検査、衛生証明の発行、輸入食品の監視指導によるグローバル化に対応した食品の安全確保
- 積極的な情報提供・意見交換の実施によるリスクコミュニケーションの推進

【現状と課題】

- 食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理の実施の制度化
- フードサービスの多様化による食中毒のリスク
- 食のさらなる国際化等によるグローバルスタンダードに基づいた食の安全の確保

【計画の位置付け】

愛媛県食の安全安心推進条例第 11 条の規定に基づき策定。愛媛県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるもの。

【計画期間等】 令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）

社会情勢の変化や制度改正等により、内容変更の必要が生じた場合には、適宜見直し。
施策の実施状況については、毎年度県議会に報告するとともに、広く県民に公表。

〈基本施策Ⅰ〉

生産から消費に至る食の安全安心の確保

- ① 生産ステージ
 - 1 安全な農林産物の提供の推進
 - 2 安全な畜産物の提供の推進
 - 3 安全な水産物の提供の推進
- ② 製造・加工・販売ステージ
 - 4 食中毒防止対策の推進
 - 5 HACCP に沿った衛生管理の適正な実施の推進★
 - 6 食品表示の適正化の推進
 - 7 多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進★
- ③ 消費ステージ
 - 8 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
 - 9 食品等リコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用
- ④ 人材育成・基盤整備
 - 10 デジタル化の推進★
 - 11 安全を確保する基盤整備

★特に重視

〈基本施策Ⅱ〉

グローバル化に対応した食の安全安心の確保

- 12 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
- 13 輸入食品の安全確保の充実

〈基本施策Ⅲ〉

相互理解と協働による食の安全安心の確保

- 14 情報提供の充実
- 15 相談窓口の充実
- 16 県民・民間団体との協働
- 17 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映



食品の安全性の確保

安全安心・豊かなえひめ

食文化の継承と発信



食品に対する
安心感の確保

第3次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の概要

1 基本的事項

○計画の位置付け

この計画は、愛媛県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるもので、愛媛県食の安全安心推進条例第11条の規定に基づき策定するものです。

○計画期間等

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

また、施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会報告するとともに、県のホームページ等により広く県民に公表します。

2 課題への対応（重視する内容等）

条例の基本理念のもと前計画に基づき取り組んできた施策を継続して着実に実施するとともに、新たな課題や国際的な動向も視野に入れて食の安全安心を推進します。

○HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進

平成30年の食品衛生法の改正により、義務化されたHACCPに沿った衛生管理が適正に運用されるよう推進します。

○多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症等の影響によりテイクアウトやデリバリー等の新たな提供形態を開始する事業者の増加が認められていることから、営業許可が不要な場合も含め様々な形態に対応した衛生管理に関する情報提供や技術的な支援を推進します。

また、新型コロナウイルスのみならず今後も起こり得る新たな感染症も含め、事業者の業務継続や県民の安全安心のために食品等事業者の感染症対策を推進します。

○デジタル化の推進

申請手続きや研修等のオンライン化により、事業者の利便性を向上し、保健所等の業務の効率化を推進します。

3 目標（スローガン）

県民が「食の安全安心」を実感し、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していけるよう、スローガンは第2次計画に引き続き以下のとおりとします。

安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信

4 基本施策、施策の方向、施策体系

本計画では、目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、以下の「**基本施策**」3項目を設定し、食の安全安心確保対策を推進します。

また、「**施策の方向**」は、基本施策3項目に沿って効果的に取組みを推進するため、前計画との整合性も図りつつ、15項目を整理・新設して、17の「**施策の方向**」(★特に重視)を設定します。

なお、個々の「**施策の方向**」ごとに、「**具体的な取組み**」(60項目)を示すとともに、数値目標として「**推進指標**」(51指標)を設定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推進することにより、食の安全安心を実現します。

基本施策 I : 生産から消費に至る食の安全安心の確保

生産から消費の各ステージにおいて、関係部局が連携して監視指導、研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

I-① 生産ステージ

○**施策の方向 1 : 安全な農林産物の提供の推進**

農薬の適正使用を徹底するとともに、GAP(農業生産工程管理)の導入や環境に配慮した農業を推進します。

○**施策の方向 2 : 安全な畜産物の提供の推進**

動物用医薬品の適正使用、飼料の安全性の確保等について巡回指導を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ対策等に取り組みます。

○**施策の方向 3 : 安全な水産物の提供の推進**

貝毒の発生監視を行うとともに、水産用医薬品の適正使用の徹底やクドア防疫体制の推進等、養殖衛生管理体制を整備します。

I-② 製造・加工・販売ステージ

○**施策の方向 4 : 食中毒防止対策の推進**

食品営業施設をはじめ、学校、病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導を計画的に実施します。また、県内流通食品の計画的な検査を実施します。

○**施策の方向 5 : HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進★**

原則、すべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が義務化されました。より安全性の高い食品を供給するために、「HACCPに沿った衛生管理」の適正な実施を推進します。

○**施策の方向 6 : 食品表示の適正化の推進**

食品表示は、消費者が食品を選択する際の判断材料であり、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を正しく提供するという重要な役割を果たしています。適正な食品表示の普及啓発を行うとともに、関係機関が連携して監視指導を実施します。

○施策の方向7：多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進★

テイクアウトやデリバリー等の新たな提供形態を開始する事業者や食品衛生法の営業許可の対象外となる事業主体等に対して衛生管理に関する情報提供や技術的な支援を行い、食品を取り扱うすべての者に対して衛生管理の推進を図ります。また、事業者の業務継続や県民の安全安心のために食品等事業者の感染症対策を推進します。

I-③ 消費ステージ

○施策の方向8：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

食に関する知識と理解を深め、安全な食品を自ら選択する能力を習得し、健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進します。また、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消の推進を図ります。

○施策の方向9：食品等のリコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用

食品関連事業者が自主的に行う回収情報を的確に把握し、広く県民に周知することで、回収の円滑化を図ります。また、新たに制度化された指定成分等含有食品による被害情報の届出制度を適切に運用し、県民から寄せられた危害情報に対しても迅速かつ的確に対応することで健康被害を未然に防止します。

I-④ 人材育成・基盤整備

○施策の方向10：デジタル化の推進★

申請手続きや研修等のオンライン化により、事業者の利便性を向上し、保健所等の業務の効率化を推進します。

○施策の方向11：安全を確保する基盤整備

食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保するため、職員の資質向上及び地域における人材の育成に努めるとともに、検査機関の機能充実を図ります。

また、平常時から国や他の自治体との情報共有に努めるとともに、緊急時には緊密な連携のもと迅速かつ的確に対応します。

基本施策II：グローバル化に対応した食の安全安心の確保

経済の自由化に伴う食品流通のグローバル化の現状を踏まえ、輸出促進を視野に入れた事業者の育成及び支援を図るとともに、県内に流通する輸入食品の検査等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

○施策の方向12：グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援

国際基準であるHACCP導入を支援して事業者の衛生管理レベルを引き上げるとともに、県機関において輸出食品に係る検査や証明を行い輸出の迅速化を図る等、輸出促進を視野に入れて食の安全安心の確保に取り組みます。

○施策の方向13：輸入食品の安全確保の充実

供給熱量ベースで約6割を輸入食品が占め、国内で消費される食品の多くを様々な国

からの輸入に依存している現状を踏まえ、国と連携して輸入食品の安全性確保に取り組みます。

基本施策Ⅲ：相互理解と協働による食の安全安心の確保

正確で分かりやすい情報を県民へ提供するとともに、相互理解の場の設定や意見を反映しやすい環境を整備することにより、関係者と連携・協働して、食の安全安心の確保に取り組みます。

○施策の方向 14：情報提供の充実

食の安全安心に関する様々な情報の収集に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用して積極的に情報発信します。

○施策の方向 15：相談窓口の充実

県民からの食の安全安心に関する相談に対し、的確な情報提供や助言を行う等、関係機関と連携して迅速に対応します。

○施策の方向 16：県民・民間団体との協働

関係団体と連携・協働して、食の安全安心の確保を効果的に推進します。

○施策の方向 17：消費者・食品等事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映

生産者、製造者、消費者等が積極的に意見交換できる機会を提供するとともに、アンケート等の実施により県民の意識を把握し、施策に反映します。

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農業適正使用の啓発 (2) 農業販売者や農業使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農業適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) GAP（農業生産工程管理）の推進
			2 安全な畜産物の提供の推進	(7) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (8) 牛耳標装着の農家指導 (9) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (10) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (11) 死亡牛のBSE検査 (12) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			3 安全な水産物の提供の推進	(13) 養殖衛生管理体制の推進 (14) 貝毒検査の実施 (15) 養殖ヒラメに係るクダアの防疫体制の推進
		② 製造・加工・販売ステージ	4 食中毒防止対策の推進	(16) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (17) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (18) 収去検査の計画的な実施等 (19) 放射性物質検査等の実施
			★5 HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進	(20) HACCPに沿った衛生管理の周知啓発 (21) HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の支援 (22) 自主衛生管理推進事業の支援 (23) 集団給食施設などの届出施設における衛生管理の促進
			6 食品表示の適正化の推進	(24) 食品表示制度に対応した体制の整備 (25) 食品表示基準の周知 (26) 効果的な監視指導の実施 (27) 安心感に配慮した表示の推進
			★7 多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進	(28) 多様化する食の提供形態に対する衛生管理の支援 (29) 許可・届出施設以外への技術支援や指導等の実施 (30) 食品等事業者における感染症対策の推進
		③ 消費ステージ	8 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(31) 食育の推進 (32) 地産地消の推進 (33) えひめの食文化の普及推進 (34) 食物アレルギー対策の推進
			9 食品等リコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用	(35) 食品等のリコール報告制度の周知及び指導等 (36) 危害情報申出制度等の周知及び迅速な対応
		④ 人材育成基盤整備	★10 デジタル化の推進	(37) 食品衛生申請等システムや輸出証明書発給システムの利用促進 (38) 監視指導等を行う人材や食品等事業者の衛生管理を担う人材の育成
			11 安全を確保する基盤整備	(39) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携 (40) 衛生環境研究所等の調査研究の推進 (41) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰
		II グローバル化に対応した食の安全安心の確保	12 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	(42) 輸出を行う企業に対する指導等の実施 (43) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施 (44) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (45) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 (46) グローバル化に対応した情報提供 (47) 多言語に対応したマニュアル等の整備の推進
	13 輸入食品の安全確保の充実		(48) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 (49) 輸入食品の検査体制の整備	
	III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	14 情報提供の充実	(50) 食の安全安心に関する情報提供 (51) 食中毒予防に関する情報発信 (52) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (53) 農林水産参観デーの開催	
		15 相談窓口の充実	(54) 相談への的確な対応、情報共有 (55) 出前講座や出前相談室の実施	
		16 県民・民間団体との協働	(56) 畜産関係団体等との連携 (57) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (58) 食品関係団体との連携	
		17 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	(59) リスクコミュニケーションの推進 (60) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握	

★特に重視するもの

○推進指標一覧

基本 施策	施策の 方向	推進指標名	現状値 (R2年度)	目標 (R8年度)	基本 施策	施策の 方向	推進指標名	現状値 (R2年度)	目標 (R8年度)	
I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進			II グ ロ ー バ ル 化 に 対 応 し た 食 の	II グ ロ ー バ ル ス タ ン ダ ー ド を 踏 ま え た 事 業 者 の 育 成 ・ 支 援	輸出食品の自主検査受託件数	111件	100件以上	
		農業適正使用講習会・研修会の開催回数	267回	400回以上			輸出食品に係る衛生証明書発行件数	908件	770件以上	
		農業販売者に対する立入検査実施件数	264件	300件以上			輸出農産物の残留農薬検査件数	12件	20件	
	② 製造・加工・販売ステージ	2 安全な畜産物の提供の推進	出荷前の農産物の残留農薬分析件数	338件	330件以上	III 関 係 者 間 の 相 互 理 解 と 協 働 の 推 進	13 輸入食品の安全確保の充実	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	5件
			有機農業取組面積	471ha	700ha以上			県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	5件
			化学肥料窒素成分使用量★	—	6.5kg/10a以下			外国語での衛生情報に関する情報提供件数★	—	10件
	③ 消費ステージ	3 安全な水産物の提供の推進	化学合成農薬使用量★	—	6.5kg/10a以下	14 情報提供の充実	15 相談窓口の充実	輸入食品の収去検査実施検体数	29件	30件
			安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数（累積）	7	12以上			輸入食品の自主検査受託件数	54件	60件以上
			高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,320羽（100%）	対象鶏全羽			16 県民・民間団体との協働	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	11,718件
	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	79.1%	70%以上	メールマガジン登録者数（累積）	641人	1,000人以上				
	貝毒原因プランクトンの調査回数★	12回	16回以上	食品関連情報の提供件数	154件	150件以上				
④ 基 本 整 備	4 食中毒防止対策の推進	食品衛生責任者実務講習会受講率	84.6%	100%	17 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	18	人口10万人あたりの食中毒患者数	16.1人	15人以下	
		愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	123.2%	100%			農林水産参観デー開催回数	3回	10回以上	
		食品等の収去検査による規格基準違反率	0.46%	0.10%以下			相談窓口における相談受付件数	146件	185件以上	
⑤ 基 本 整 備	5 HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進	事業者向け出前講座実施件数	113件	80件以上	★新たに追加するもの	19	消費者向け出前講座実施件数	14件	40件以上	
		HACCP研修会受講者数	4,162人	5,000人以上			20	ふれあい牧場等の開催回数	0回	80回以上
		食品表示の適正化の推進						21	食育教室開催回数	62回
食品表示監視実施数	10,016件	15,000件以上	食品衛生推進員巡回施設数	13,322件	17,900件以上					
商品量目立入検査の立入事業所数	0箇所	38箇所以上	22	消費者・食品関連事業者による意見交換の実施回数、参加者数	5回232名	5回450名				
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	9.6%	0%		23	消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	11回228名	11回350名			
多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進					24	食の安全安心に関するアンケート協力者数	164人	450人		
子ども食堂等の相談・支援対応件数★	—	18件								
⑥ 基 本 整 備	8 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	学校給食における地産産物の使用割合（食材数ベース）	42.0%	40%以上						
		愛媛産には愛がある使用許可申請数	299件	340件以上						
		えひめ食文化普及講座開催回数	45回	26回						
⑦ 基 本 整 備	9 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用	リコール情報の提供件数	10件	15件以上						
		危害情報申出制度対応件数	92件	135件						
		⑧ 基 本 整 備	10 デジタル化の推進	オンライン申請割合★	—	50%				
食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率	62.7%			75%以上						
11 安全を確保する基盤整備	食品衛生に関する研究発表の件数★			—	3件					

[推進指標の設定について]

- 毎年度実績が確認できるものを設定。
- 実績を累積しているものは、「(累積)」と表記。それ以外は、単年度値。
- 「現状値 (R2年度)」と「目標 (R8年度)」がほぼ同様のものは、以下のような理由による。
 - ・法律や他計画等で、実施数が決まっている
 - ・事件発生頻度や対象数の増減に左右されるため、過去平均や、現状値を設定
 - ・実施方法の見直し等による回数減少 など